

規則改正等案文一覧

～ 目 次 ～

I 東京都人事委員会規則等の一部改正

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（1頁）
- 2 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について（3頁）



初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八口の部二の項中「職業学校の専攻（職務区分）に規定するものを除く。」
を「職業学校の専攻（職務区分）に規定するものを除く。」
に改める。

キコクビシク・ソコビシクを改め

第二条 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第三条 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年東京都人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（以下「改正前規則」という。）」を削る。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

29 人委任第 145 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について(昭和 42 年 3 月 30 日付 42 人委発第 113 号)」の一部を下記のように改正しましたので、平成 30 年 4 月 1 日以降これにより実施してください。

記

別表規則第 2 条第 1 項第 4 号の職の項中「東村山ナーシングホーム 児童相談センター」を「児童相談センター」に改める。

